

原議保存期間10年  
(平成31年12月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
各附属機関の長  
殿

警察庁丙運発第21号、丙交指発第13号  
平成21年5月11日  
警察庁交通局長

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の  
改正について

「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について」(平成11年11月1日付け警察庁丙運発第61号、丙指発第31号。以下「旧通達」という。)により、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領を示しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第12号)の施行に伴い、別添のとおり事務処理要領を改正したので、本年6月1日以降、これによることとされたい。

なお、旧通達は、本年6月1日をもって廃止する。

## 別添

### 行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法（以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第104条の3第3項の規定による免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

##### 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、法第104条の3第1項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）に規定する書面（道路交通法施行規則（以下「府令」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書）をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、出頭命令をする際に交付する書面（府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2）をいう。
- (3) 「保管証」とは、法第104条の3第3項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）に規定する保管証（府令別記様式第19の3の6、別記様式第22の6の3及び別記様式第22の6の4）をいう。
- (4) 「出頭命令通知書」とは、法第104条の3第4項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による通知のための書面（府令別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5）をいう。
- (5) 「処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署、隊及び課をいう。
- (8) 「認知県警察」とは、処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (9) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (10) 「住所地県警察」とは、処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

##### 3 行政処分手配者登録名簿の整備等

###### (1) 名簿の作成

手配県警察の行政処分担当課は、処分手配登録をしたときは、当該処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することが

できるよう必要な整備をしておくものとする。

- ①手配年月日
- ②住所・氏名・生年月日
- ③前回処分以降の違反データ(違反日時・違反場所・違反種別・違反点数)
- ④前歴回数
- ⑤累積点数
- ⑥処分種別・処分日数
- ⑦その他参考となる事項

(2) 名簿検索の電算化

大量の処分手配をしている都道府県警察にあっては、処分理由等の照会に迅速に回答することができるようにするため、できる限り名簿について電算機能による検索システムを構築するよう努めるものとする。

(3) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時に運転免許課又は交通部の宿直員に引き継ぐものとする。

4 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成と引継ぎ

(1) 措置要領の作成

各都道府県警察の行政処分担当課は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領(以下「措置要領」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

措置要領は、各都道府県警察における処分種別又は処分手配者の住所別による処分の執行場所等の実情を踏まえ、かつ、出頭命令通知書、保管免許証、処分書、行政処分書の写し等の到達に要する期間等を考慮して定めるものとする。この場合において、認知警察官による出頭日時及び場所の指定が、発見の日から原則として20日以内の日となるように対応しておくものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

措置要領は、執務時間外においても協議に応じることができるようにするため、執務時間終了時に運転免許課又は交通部の宿直員に引き継ぐものとする。

5 出頭命令書等の印刷

出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書は、写しが1部作成することができるように印刷しておくものとする。

6 都道府県警察相互の連絡、協力

処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分書の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察、

住所地県警察の各行政処分担当課が相互に緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

## 第2 処分手配者を発見したときの事務処理要領

### 1 処分手配者発見時の認知警察官の措置等（別紙1、2参照）

#### (1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は照会センターから処分手配者である旨の回答を得たときは、

- ・手配年月日、手配県警察、氏名、生年月日、処分種別及び処分日数を確認すること。

なお、免許証不携帯の場合には、

- ・免許証番号

を併せて確認すること。

#### (2) 認知警察官の出頭命令及び免許証保管等

##### ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから処分手配者である旨の回答があったときは、出頭命令等の措置をとることとなるが、

- ・処分は既に執行されている
- ・処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等を抗弁を受けたときは、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、運転免許課又は交通部の宿直員。以下同じ。）に照会し、

- ・前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・前歴回数
- ・累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置をとるものとする。

##### イ 住所地県警察の行政処分担当課との出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、出頭先となる住所地県警察の行政処分担当課と協議して、出頭日時及び場所を指定する。

##### ウ 現住所等の確認

発見されたときの処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なっている場合は、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認しておくものとする。

#### (3) 出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の作成要領等

##### ア 書類の作成要領

別紙3の記載要領によるものとする。

##### イ 出頭命令通知書の宛先

出頭命令通知書は、住所地を管轄する公安委員会に対して送付するが、処分手配した公安委員会と住所地を管轄する公安委員会とが異なる場合にあっては、処分手配した公安委員会に対しても同じ内容の出頭命令通知書を送付することに注意すること。

(4) その他の留意事項

ア 保管証を交付する際の教示

保管証を交付する際には、免許証保管の趣旨のほか、保管証裏面の備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付するものとする。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書の交付のみを行い、免許証保管の措置を講じないものとする。

この場合において、出頭日時は、住所地県警察の行政処分担当課と協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管との関係

交通違反をした者が処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、告知票（書）の下部余白に処分手配者である旨を朱記するとともに、住所地県警察及び認知県警察の行政処分担当課に通報するものとする。

2 認知警察官の事後措置

出頭命令書及び保管証を交付した認知警察官は、交付日翌日までに、出頭命令通知書とその写し、保管免許証及び出頭命令書と保管証の写しを所属署等に提出する。

3 所属署等の措置

認知警察官から出頭命令通知書及び保管免許証等を受領した所属署等は、認知県警察の行政処分担当課に報告の上、必要な指示を受けて、

- ・ 住所地県警察の行政処分担当課に対し出頭命令通知書及び保管免許証
- ・ 手配県警察の行政処分担当課に対し出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合）

を送付するとともに、送付状況を簿冊に記録しておくものとする。

4 認知県警察、手配県警察、住所地県警察の各行政処分担当課の措置

(1) 住所地県警察の行政処分担当課による出頭日時及び場所の回答

認知警察官から処分手配者の出頭日時・場所について協議を受けた住所

地県警察の行政処分担当課は、措置要領に基づき速やかに回答するものとする。

(2) 認知県警察、手配県警察、住所地県警察の各行政処分担当課の事後措置  
(別紙4参照)

ア 認知県警察の行政処分担当課の事後措置

所属署等から報告を受けた認知県警察の行政処分担当課は、出頭命令通知書、保管免許証の送付等について指導するとともに、住所地県警察、手配県警察の行政処分担当課に連絡するものとする。

イ 手配県警察の行政処分担当課の事後措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた手配県警察の行政処分担当課は、速やかに住所地県警察の行政処分担当課に対し処分執行を依頼する。

ウ 住所地県警察の行政処分担当課の事後措置

(ア) 更新期間が到来する処分手配者の措置

処分手配者が出頭した時点で、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続きが終了後に処分執行するものとする。

(イ) 交通違反による免許証保管を受けた処分手配者の措置

交通違反の事務手続きが終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置をとるものとする。

(ウ) 出頭日変更の要求があった場合の対応

処分手配者が出頭命令書の交付を受けた後に、個人的事情等で指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を指導すること。

(エ) 処分手配者出頭時の措置

a 処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書を直接交付して処分執行する。

b 保管証は処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、

① 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する

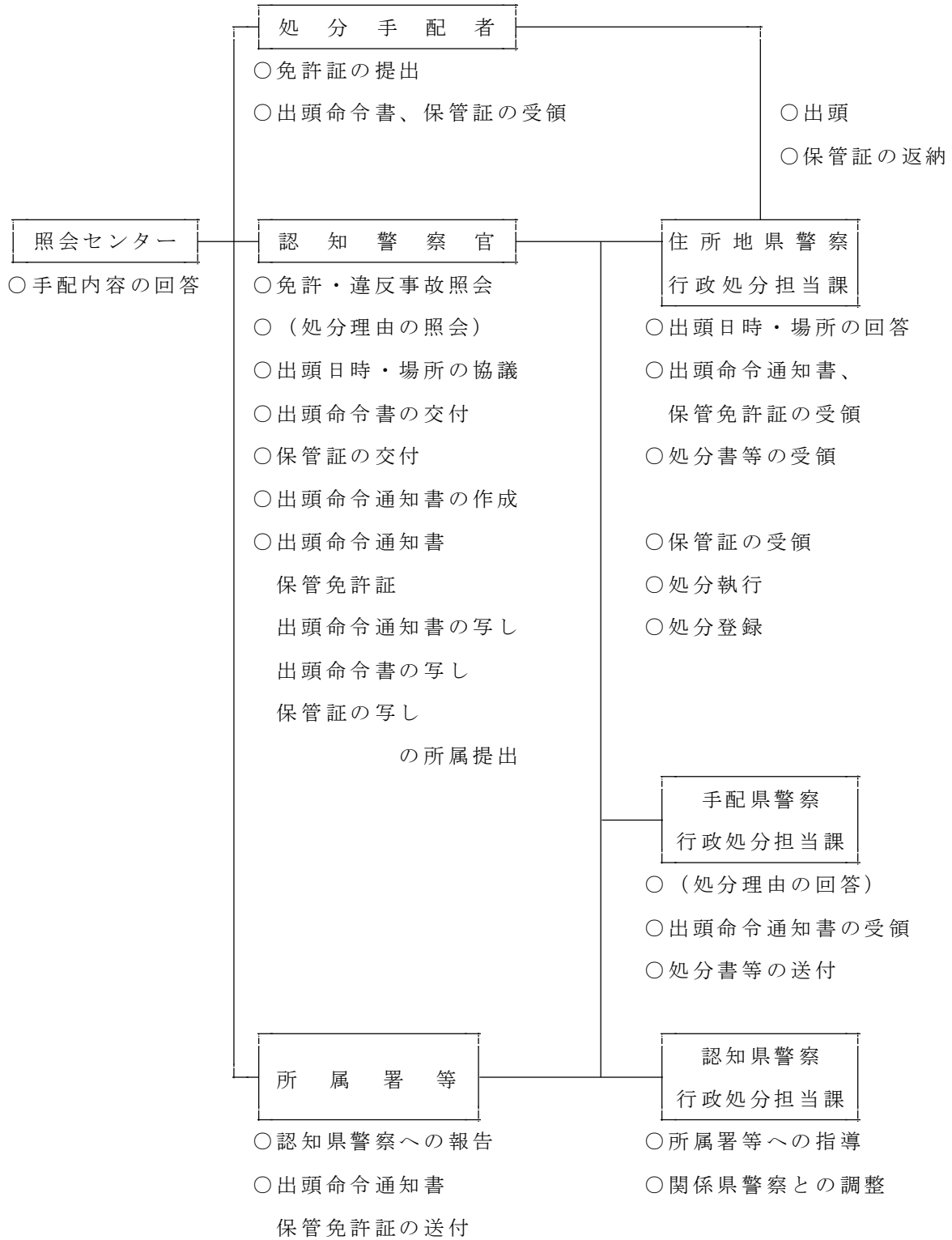
② 取消しの場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなす

ものとする。

ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者について

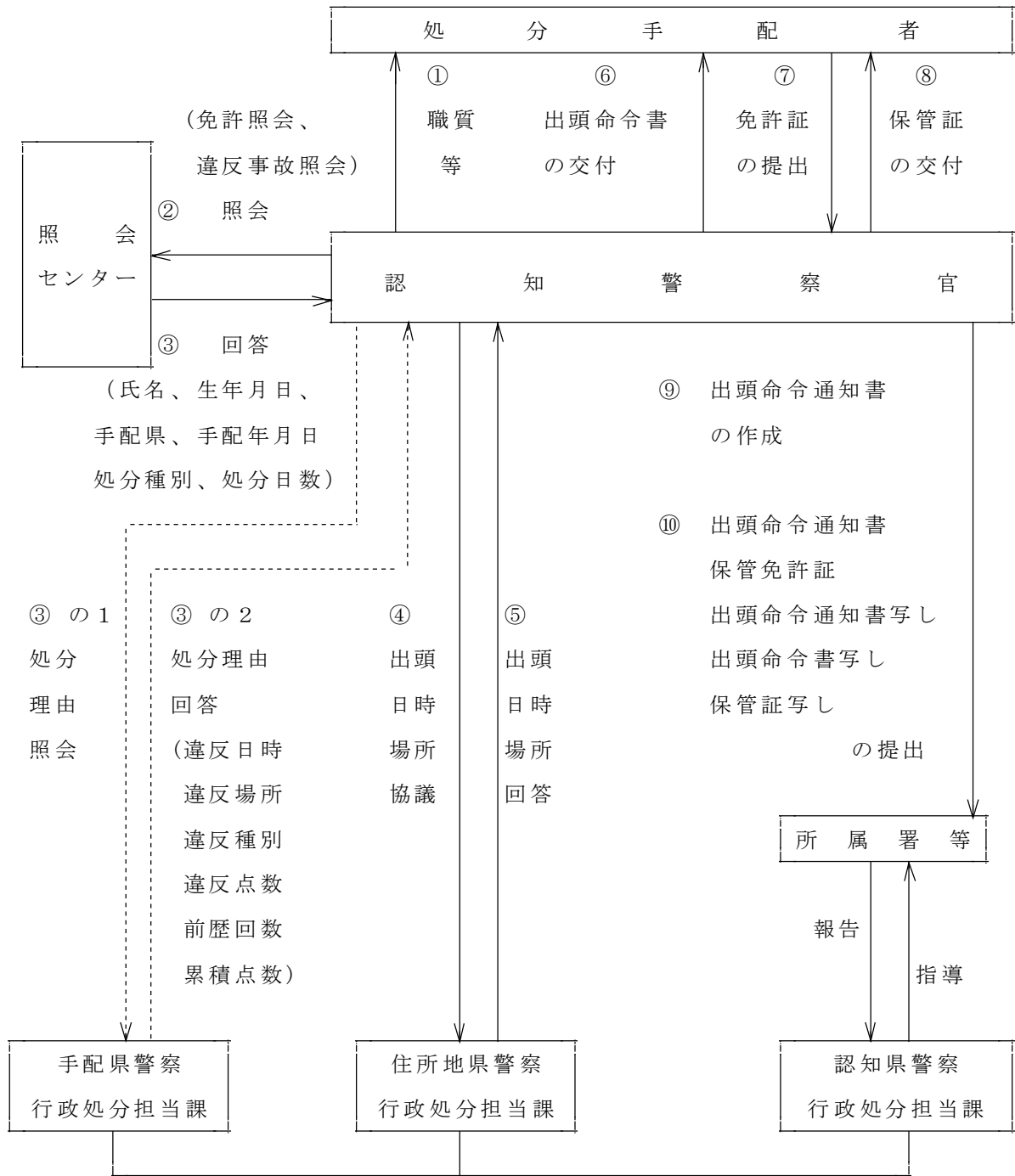
ては、法第107条の5第6項の規定により国際免許証等を本人に返還しなければならないので留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際免許証等を再提出しなければならないことを説明して、再上陸する際には再提出する旨の誓約書を取ること。

[処分手配者発見から処分執行までの事務処理の流れ]





[処分手配者を発見した警察官の事務処理の流れ]



(注) 処分手配の理由に納得しない者についてのみ、③の1、2の手続きにより詳細な処分理由を確認する。

### 出頭命令書、保管証、出頭命令通知書の記載要領

#### 1 運転免許証の場合

##### (1) 出頭命令書

- ・ 交付年月日…出頭命令書を交付した日時を記載する。
- ・ 被交付者名…被処分者の氏名を記載する。
- ・ 住 所 …被処分者が現在住んでいる住所地及び氏名を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書を被処分者に対して交付した者の所属、階級及び氏名を記載し押印する。
- ・ 出頭日時…被処分者の出頭日時を記載する。
- ・ 出頭場所…被処分者の出頭場所を記載する。

##### (2) 保管証

- ・ 交付日時…被処分者に保管証を交付した日時を記載する。
- ・ 出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 交付者の所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 氏 名…被処分者の氏名を記載する。
- ・ 生年月日…被処分者の生年月日及び満年齢を記載する。
- ・ 職 業…被処分者の職業を記載する。
- ・ 本 籍…被処分者の都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載する。
- ・ 住 所…被処分者の現在住んでいる住所地を記載する。
- ・ 免許証…被処分者の所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び公安委員会名を記載する。
- ・ 免許年月日…被処分者の所持する免許証の免許年月日を記載する。
- ・ 免許の種類…被処分者の所持する免種には1を、その他の免種には0を記載する。
- ・ 免許の条件…被処分者の所持する免許証の条件を記載する。

##### (3) 出頭命令通知書

- ・ 作成年月日…出頭命令通知書の作成日を記載する。
- ・ 公安委員会…出頭命令通知書の送付先都道府県名を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 住 所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 氏 名…保管証の記載要領に同じ。
- ・ 免許証等の番号…保管証の記載要領に同じ。
- ・ 出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 免許証保管の有無…免許証保管の有無を○で囲む。

## 2 国際運転免許証等の場合

### (1) 出頭命令書

- ・氏名…国際運転免許証等に記載されている外国文字で記載し、発音どおりカタカナでルビを付す。
- ・その他の項目…1の(1)の記載要領に同じ。

### (2) 保管証

- ・国際運転免許証の番号…国際運転免許証等に記載されている番号を記載する。
- ・発給機関…国際運転免許証等に記載されているとおりに記載する。
- ・発給地…国際運転免許証等に記載されているとおりに記載する。
- ・発給年月日…国際運転免許証等に記載されている年月日を記載する。
- ・運転することができる自動車等の種類…国際運転免許証については、運転できないクラスに×を付す。  
外国運転免許証については、運転できるクラスを記載する。
- ・その他の項目…1の(2)の記載要領に同じ。

### (3) 出頭命令通知書

- ・国際運転免許証等の番号…2の(2)の記載要領に同じ。
- ・その他の項目…1の(3)の記載要領に同じ。

[所属署等及び行政処分担当課の事例別事務処理要領]

① 認知県警察が手配したもので、かつ認知県警察の管轄内に現住所がある場合。

(所属署等の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書と保管免許証を逋送又は書留郵送する。

(行政処分担当課の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課が処分執行する。

② 認知県警察が手配したものであるが、現住所が他県警察の管轄内にある場合。

(所属署等の措置) 1 住所県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書と保管免許証を書留郵送する。

2 認知県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を郵送する。

(行政処分担当課の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課は、住所地県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書・保管免許証が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、処分書を住所地県警察の行政処分担当課に書留郵送して処分執行を依頼する。

2 住所地県警察の行政処分担当課が処分執行する。

③ 認知県警察以外の県警察が手配したもので、認知県警察の管轄内に現住所がある場合。

(所属署等の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書と保管免許証を逋送又は書留郵送する。

2 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を郵送する。

(行政処分担当課の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課は、手配県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、処分書の送付を申し出る。

2 手配県警察の行政処分担当課は、認知県警察の行政処分担当課に、処分書を送付し処分執行を依頼する。

3 認知県警察の行政処分担当課が処分執行する。

④ 認知県警察以外の県警察が手配したもので、手配県警察の管轄内に現住所がある場合。

(所属署等の措置) 1 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書と保管免許証を書留郵送する。

(行政処分担当課の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課は、手配県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書・保管免許証が所属署等から郵送されたことを通知する。

2 手配県警察の行政処分担当課が処分執行する。

⑤ 認知県警察以外の県警察が手配したもので、手配県警察、認知県警察の管轄外に現住所がある場合。

(所属署等の措置) 1 住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書と保管免

許証を書留郵送する。

2 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を郵送する。

(行政処分担当課の措置) 1 認知県警察の行政処分担当課は、手配県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、住所地県警察の行政処分担当課への処分執行依頼を仲介する。

2 認知県警察の行政処分担当課は、住所地県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書・保管免許証が所属署等から郵送されたことを通知する。

3 手配県警察の行政処分担当課は、住所地県警察の行政処分担当課に、処分書を送付して処分執行を依頼する。

4 住所地県警察の行政処分担当課が処分執行する。